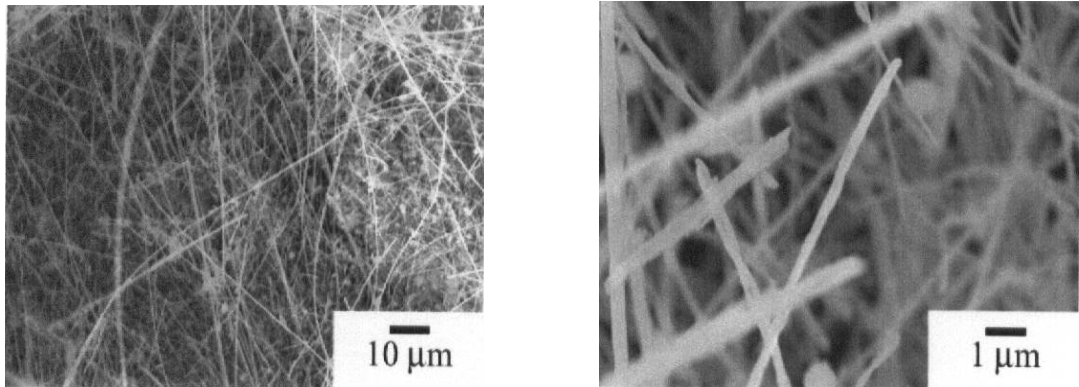
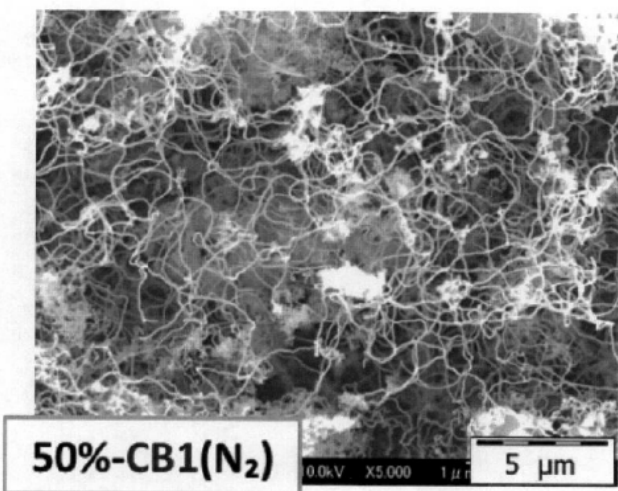


発明の名称	炭化ケイ素系ナノ繊維の製造方法(特許第 4552019 号)	
学内発明者	大谷 朝男(元工学研究科) 他	
技術分野	耐熱性材料、複合補強材料	IPF17-004JP
発明の概要	極めて細く、かつ長い炭化ケイ素系ナノ繊維を容易に、かつ確実に製造することができる炭化ケイ素系ナノ繊維の製造方法を提供する。	
説明図	 <p>【左図】本発明の製造方法で得られた炭化ケイ素ナノ繊維の走査型電子顕微鏡写真。 【右図】要部拡大写真。</p>	
ポイント	不燃性というカーボンナノ繊維にはない利点を備えた炭化ケイ素からナノ繊維を製造することにより、ナノ繊維の用途を広げる可能性を持つ。	

発明の名称	ナノファイバー(特許第 5854379 号)	
学内発明者	尾崎 純一(理工学府) 他	
技術分野	ナノファイバー	IP23-023
発明の概要	本発明のナノファイバーは、窒化ケイ素からなり、直径(繊維系)1nm~100nmの網目状構造を有する。窒素ケイ素の融点(昇華)が1900℃と高温であることから、十分な耐熱性を有し、網目構造であることから生体への影響が少ないと考えられる。	
説明図		<p>本発明のナノファイバーは、カーボンブラックにケイ素系化合物を含浸させた後に、溶媒を加熱処理で除去し、その後、熱処理することで窒化ケイ素からなるナノファイバーを形成する。</p> <p>左図は、本発明品のSEM(走査型電子顕微鏡)画像であり、網目状のナノファイバーが形成されている様子を示す。</p>
ポイント	従来提案されている炭化ケイ素ナノファイバーや窒化ケイ素ナノファイバーは、細く尖った針状であることから、生体に及ぼす影響が懸念されるが、本発明品は網目状構造を有するので、生体に影響を与えないようにすることが可能となる。	